

## 2. どんな活動をしているの？

### 福祉に関する幅広い活動をおこなっています

民生委員・児童委員及び主任児童委員は地域ごとの実情に応じて、福祉に関する幅広い活動をおこなっています。民生委員・児童委員は地区（おおむね小学校区）ごとに選出され、それぞれの地区内でも担当区域が決められており、普段はその区域内で活動しています。また、民生委員・児童委員及び主任児童委員は特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして活動しているので報酬はありません。ただし、活動に必要な交通費や研修参加費などは支給されます。

#### 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動内容

##### 民生委員・児童委員

###### 民生委員として

- ▶ 高齢者世帯、障がいのある方への訪問、見守り活動をおこないます。
- ▶ 援助を必要とする方、生活にお困りの方からの相談があれば、それぞれの状況に応じた、助言、援助をおこないます。
- ▶ 福祉・行政サービスを必要とする人に関係機関・施設などと連携し調整をおこないます。

###### 児童委員として

- ▶ 地域の児童や妊産婦の方の福祉の増進を図るため、その生活環境の把握をし、情報提供、援助・指導をおこないます。
- ▶ 見守りを必要とする児童や家庭への援助をおこないます。
- ▶ 子どもの非行防止など、その健やかな成長を促す生活環境の改善に努めます。

##### 主任児童委員

- ▶ 児童福祉機関・施設などとの連絡をおこないます。
- ▶ 区域担当の民生委員・児童委員と協力して援助をおこないます。
- ▶ 支援が必要な子ども・子育て家庭に対して、子育てサロンなどで支援をおこないます。